

記入例

平成31年 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

- ① 扶養親族がない = ①
- ② 配偶者を扶養している = ①+②
- ③ 16歳以上の親族を扶養 = ①+③
- ④ 16歳以下の親族を扶養 = ①+④
- ⑤ 障害者、扶養親族が障害者 = ①+⑤ (+③, ④)
- ⑥ 寡婦・特別の寡婦・寡夫 = ①+⑥ (+③, ④)
- ⑦ 勤労学生 = ①+⑦

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

スタフコード(123456)

① 山田 はな子 (印) 51年 6月 5日

山田 はな子

本人

東京都 新宿区 西新宿 ○-○-○ △ロ77777103

配偶者の有無 有

あなたに専ら扶養を受ける親族、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生の場合には、以下の各欄に記入する必要があります。

氏名	性別	年齢	扶養親族の種類	所得見積額	住所
山田 太郎	男	34	配偶者	35万	同上
山田 よし子	母	3	16歳以上の親族	0	中国北京市朝陽区○○-○-○
山田 一朗	子	9	16歳以下の親族	120万	北海道札幌市北区○○-○-○
太郎	障害者	26	障害者	103万	東京都
一朗	勤労学生	23	勤労学生	50万	東京都

★所得見積額★

- ・収入-65万円 = 所得見積額
- ・年金-70万円(120万円) = 所得見積額

所得見積額が38万円を超える人は、控除対象に該当しません。

○対象者
給与
・103万円以下
年金
・65歳未満:108万円
・65歳以上:158万円

★左記の内容記入例

- ⑤ 身体障害者手帳 2級 H27.10.05交付
- ⑥ 雑別 120万円
- ⑦ ○○大学 H28.4.1入学 50万円

扶養から外れる際に、外れる日にちをご記入ください。

○住民税に関する事項

氏名	性別	年齢	扶養親族の種類	所得見積額	住所
山田 二郎	子	15	16歳以下の親族	0	同上

※「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出しをしなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を準拠しています。